

## 感染症に罹患したときの対応（学生）

学校保健安全法では学校感染症を定めており、本学では学生が罹患した場合は、流行を防止するため、再登校する際には「感染症治癒証明書」で医師の治癒証明を受けることにしています。

下記の学校保健安全法に定める感染症に罹患した場合は、次の手順に従って行動してください。

麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふく）、風疹（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、百日咳、咽頭結膜炎（プール熱）、感染性腸炎、その他

### I. 感染症に罹患したときの対処法

1. 速やかに医療機関を受診してください。  
再登校する場合には、「感染症治癒証明書」が必ず必要となりますので、「II. 感染症に罹患した後に再登校する場合の諸手続き」に従い証明書を入手してください。
2. 感染症の罹患を直ちにクラス担任に報告してください。学年主任は下記の連絡先に報告してください  
【連絡先】 学事部（内線）8137（薬学部）・8145（歯学部）
3. 医師の指示に従い、感染の危険性がなくなるまで外出せず自宅療養してください。

### II. 感染症に罹患した後に再登校する場合の諸手続き

1. 「感染症治癒証明書」の入手方法
  - 1) 「感染症治癒証明書」は本学のホームページから入手できます。ダウンロードできない場合は、歯学部学事部学生課又は薬学部学事部学事課に請求してください。
  - 2) 医療機関の受付で「感染症治癒証明書」の必要性を説明し、必要事項の記載を依頼してください。
  - 3) 治癒確認のために医療機関を再受診した際に、「感染症治癒証明書」の記載事項を確認してから受け取って下さい。
  - 4) 再登校の際には「感染症治癒証明書」を下記に提出してください。  
【提出先】 学事部（薬学部・歯学部）
2. 「感染症治癒証明書」を入手できない場合  
診療を受けた医療機関を再受診できない場合  
他医療機関で学校感染症と診断され、当院医科外来で感染症治癒証明書の発行を希望する学生は、再登校予定日の前日9時から10時の間に、医科外来受付まで連絡してください。  
【連絡先】 歯学部附属病院医科（内線）2274 又は 医科直通 TEL:024-932-9299

## 感染症罹患届（学生）

主治医殿

奥羽大学

感染症治癒・登校許可書記入について（ご依頼）

学校感染症（学校保健安全法）に罹患した本学学生につきまして、診断名及び出席停止期間について下記の証明書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

氏名 \_\_\_\_\_

下記のとおり、罹患したことを届けます。

記

※下記疾病の該当欄に○印を記入してください。

疾病名	出席停止期間	疾病名	出席停止期間
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで	百日咳	特有の咳 せき が消失するまで又は5日間の適切な抗 菌薬療法が終了するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	感染性腸炎（ ）	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	その他（ ）	

※平成 25 年 3 月 文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」より

## 治癒（登校許可）証明書

奥羽大学殿

上記の学生は、上記の疾病が治癒したので、登校しても支障がないことを証明します。

初 診 日： 年 月 日

出席停止期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

登校許可日： 年 月 日

備 考：

記 入 日： 年 月 日

所 在 地：

医療機関名：

医 師 名： \_\_\_\_\_ 印

※この証明書は、奥羽大学学事部（薬学部・歯学部）で保管し、感染対策や学事を目的に使用します。

原則として記載された個人情報、本人の承諾なしに第三者へ開示提供することはありません。

しかし、法令に基づく場合や、本人の身体および生命の危険性がある場合、本人の同意を得ることが困難である場合には、例外的に第三者に開示することがあります。あらかじめご了承下さい。